

【オミクロン株流行下】 児童生徒等または教職員の感染が判明した場合の対応ガイドライン

(沖縄県公立学校第3版 令和4年4月1日適用 一部改正令和5年3月13日)

	別紙	別添 1 関連
同居家族に感染者が発生した者 (全公立幼稚園・学校)	2	(1)
同居家族以外の感染者と接触した者 (公立幼稚園・小・中・高・特別支援学校)	3-①	(4) (5)
(宮古・八重山保健所管内の公立幼稚園・学校)	3-②	(4) (5)

★離島地域においては、感染状況により保健所の判断で対応を変更する場合があります。その場合は保健所の指示に従うこと。

【留意事項】

- 1 寮等において感染者と同室である場合等には、同一世帯内の濃厚接触者として特定される可能性があること。
- 2 幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討すること。
- 3 感染者が発生した場合に、学校（園）においては、状況に応じて以下のとおり自主的な感染対策を徹底すること。
 - ① 感染者と接触があった者は、最終接触の翌日から7日間は健康観察を徹底し、症状がある場合は受診するよう勧めること。また、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等、感染リスクの高い行動を控えるよう、幼児児童生徒及び保護者、職員へ周知すること。
 - ② 感染リスクの高い場面で接触した者（手洗い、咳エチケット、換気等の基本的な感染対策なし）は、一定期間の出席停止を推奨する。